

地域共生社会と 重層的支援体制整備事業

—子どもたちの笑顔を守るために—

美作大学 小坂田 稔

1. 現在の地域生活問題・ニーズの特徴

様々な制度の狭間の問題の出現

地域生活ニーズの多様化・複雑化・重複化

特に「社会的孤立」の問題は重要課題



2.問題を深刻化、複雑化、複合化させ「3つの壁」

① 意識の壁

② 情報の壁

③ 制度・サービスの壁

・・ニーズは潜在化し、問題は深刻化・複雑化・複合化していく。

- 「他人の世話にはなりたくない」
- 「福祉サービスを使うのは世間体が悪い」
- 「困っていることを言ったらどう見られるか、なんとと言われるかわからない。」
- 「今の自分の状況は当たり前のことだ。」
- 「『よく頑張っているね。えらいねえ。』と言われるので、助けて欲しいと言えない。」
- 「私のためにみんなに迷惑をかけたくない。」
- そして地域住民の意識の中に、なお根強く現存している根深い差別・偏見意識
・・・それが支援の壁になる！

- 「どのような制度サービスがあるのか知らない」
- 「どこに相談すればいいのか分からない」
- 「色々な情報がありすぎてよく分からない」
- 「情報を知らないということを知らない」
・・・多くの人が情報を持たずに生活している。知らなければ・分からなければ、利用をしないし利用できない。

- 利用したくても、その制度やサービスがない、あっても量や種類が充分でない、せっかく利用しても質が悪い。
- 様々な援助者が連携せず、縦割り支援を行う。
- 利用に際しての利用者が申請をしないと援助が開始されない。
- 職員に専門性がなく、相談者のニーズを的確に把握できない、分析できない、支援に必要な社会資源について知らない。
・・・このため利用したくても利用できなかったり、せっかく利用しても「二度と利用しない！」ことになる。

このような人々が、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていける「**地域共生社会**」の実現に向けた取り組みが必要。

そのためには・・・

地域住民とともに従来の**福祉、医療、保健、介護**の連携にとどまらず、**雇用・就労、司法、住宅、交通、産業(商・工・農など)、教育、文化・芸術、スポーツ、まちづくり**などの多分野の**連携・協働・協創**、そして、**地域とのつながりづくり**が必要となります。

3. これからの地域・暮らしづくりの方向 —地域共生社会実現をめざして

(1) 「骨太の方針2016」(28年6月 閣議決定)

「障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、**支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。**」

4. 子どもたちを取り巻く状況.

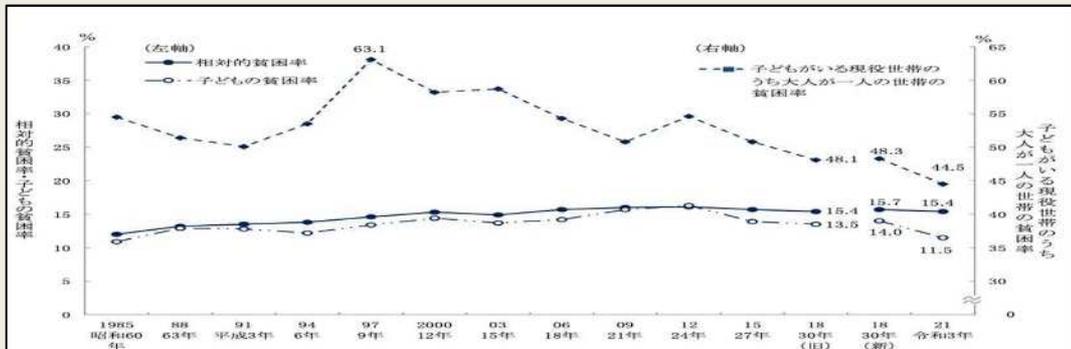
(1)岡山県の世帯員数の減少(核家族化の進行)及びひとり親世帯の譲許

区分	年	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
総世帯数		511,202	561,355	583,470	609,712	659,078	691,620	732,346	754,511	772,977	801,409
一世帯当たり 一人		3.55	3.33	3.29	3.16	2.96	2.82	2.67	2.58	2.49	2.36

注) 令和2年国勢調査による。



(2)生活困窮世帯の子どもの増加—相対的貧困の進行



出所:厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」

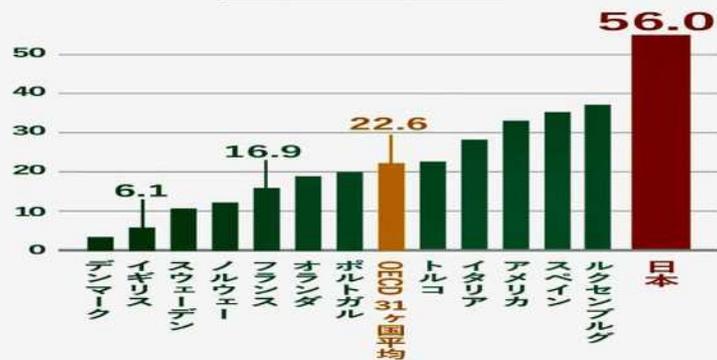
2021(令和3)年の**貧困線**(等価可処分所得の中央値の半分)は**127万円**となっており、「**相対的貧困率**」(貧困線に満たない世帯員の割合)は**15.4%**となっている。また、「**子どもの貧困率**」(17歳以下)は**11.5%**となっている。「**子どもがいる現役世帯**」の世帯員についてみると、**10.6%**となっており、そのうち「**大人が一人**」の世帯員では**44.5%**、「**大人が二人以上**」の世帯員では**8.6%**となっている。

日本のひとり親世帯の子どもの「貧困率」は先進国でトップ!

日本の子どもの7人に1人は、「貧困」状態。特に、ひとり親世帯の子どもは2人に1人が「貧困」。

これは先進国の中で最悪の数字です。

貧困率 (%)



出典: OECD Family Database

(3)ヤングケアラーの子どもたちを取り巻く状況

ヤングケアラー(Young Carers)とは

「本来大人が担うと想定されている**家事や家族の世話などを日常的に行っているこども**のこと」(厚労省)

「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、**家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども**のこと」(日本ケアラー連盟)

英:18歳以上をヤング・アダルト・ケアラー

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

1) ヤングケアラーの数

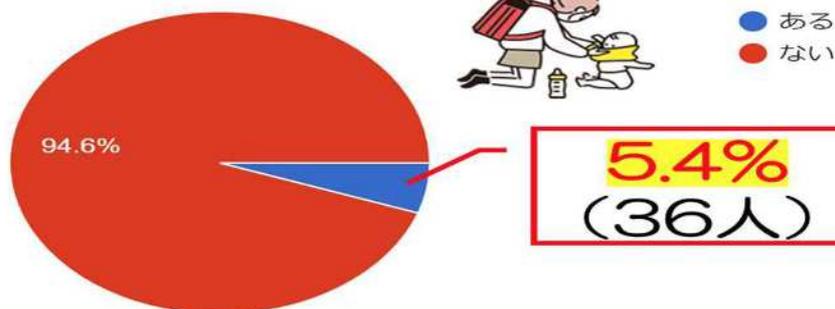
小学生で約15人に1人(6.5%)
中学生で約17人に1人(5.7%)
高校生で約24人に1人(4.1%)
大学生で約16人に1人(6.2%)

がヤングケアラー・若者ケアラーの可能性のあることがわかった。これはクラスに1人～2人はヤングケアラー・若者ケアラーがいるということになる。

1人～2人



□美作大学学生実態調査結果より

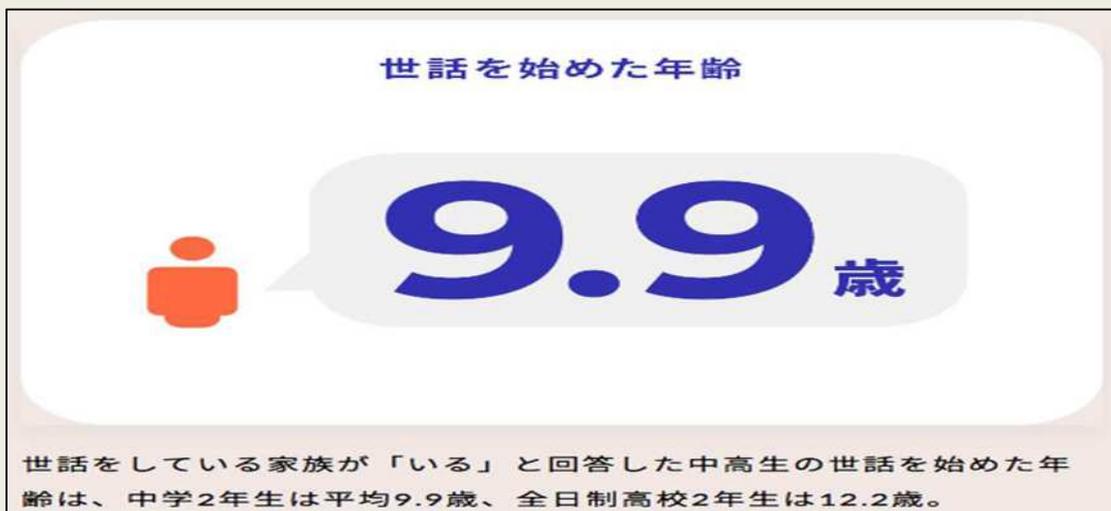


19人に1人がヤングケアラー



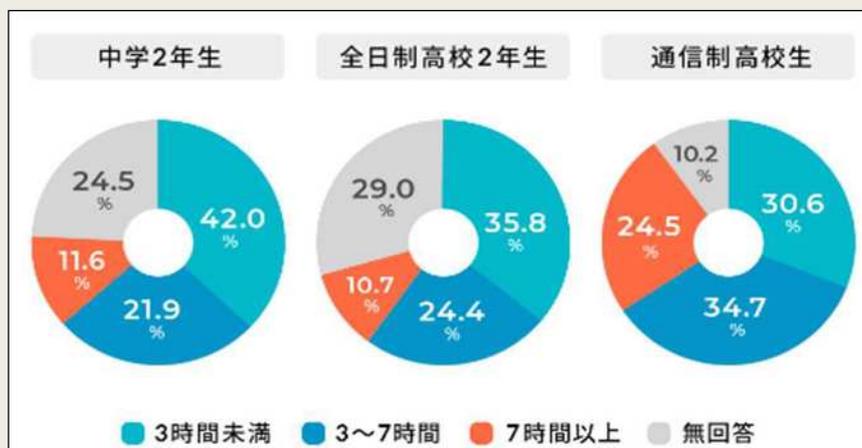
2) ケアを始めた年齢

◎ 小学校4年生頃から始まるケアの日々



3) ケアの頻度

◎ 1日7時間以上を世事に費やしている生徒が1割を超えていた。平均でみると、中学2年生は4.0時間、全日制高校2年生は3.8時間



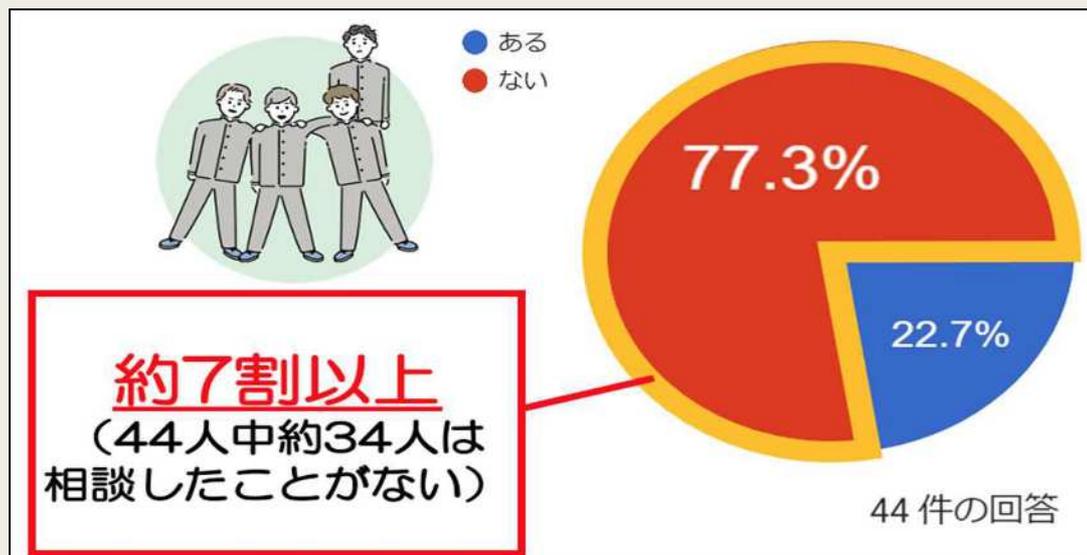
5) 相談にしないヤングケアラーの背景ー潜在化する生活ニーズ (1)誰かに相談した経験の有無



◎相談した経験が「ある」中高生の相談相手

「家族(父、母、祖父、祖母、きょうだい)」の割合が最も高く、次いで「友人」が高い。「学校の先生(保健の先生以外)」や「スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー」は1割前後と少ない。

美作大学生の場合



6)相談しない理由と3つの壁

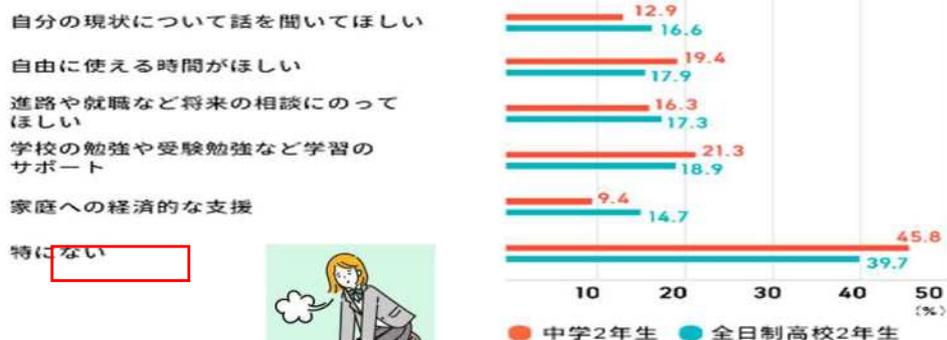
相談したことのない6つの理由

- 1 誰かに相談するほどの / 家族外の人に相談するような悩みではない
- 2 相談しても状況が変わるとは思わない
- 3 家族のこのため話しにくい
- 4 誰に相談するのがよいか分からない
- 5 家族に対して偏見を持たれたくない
- 6 家族のことを知られたくない



4)ケアラー中高生が、学校や大人に助けてほしいこと(複数回答)
 ◎「**特にない**」が約4割で最も高い。それ以外では「**学校の勉強や受験勉強など学習のサポート**」、「**自由に使える時間がほしい**」が高い。

学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援



ケアラー相談窓口を設置したが ……



誰かを支えて
頑張るあなたを

支えたい。
We are here
to make you smile.

【開所時間】
平日 9時00分～17時00分
(土日祝、年末年始を除く)

【場所】
神戸市立総合福祉センター1階
(神戸市中央区橘通3丁目4番1号)

◆電話によるご相談
078-361-7600

◆Eメールによるご相談
carer_shien@office.city.kobe.lg.jp
※FAXでのご相談は 078-361-2573

子ども・若者ケアラー相談・支援窓口
神戸市立総合福祉センター1階
〒650-0001 神戸市中央区橘通3丁目4番1号
TEL 078-361-7600
Eメール carer_shien@office.city.kobe.lg.jp

KOBE

神戸市役所ホームページより

「信頼関係のない人がいきなり質問すると、必ず『大丈夫です』との答えが。『大丈夫です』は最大の拒否の言葉です。」埼玉県 60代〈中高生を支援〉

出所:さいたま市ヤングケアラーフォーラム「SOSを見逃さないために」(2021年11月)

「もう少し大人はしっかり聞いて、待ってほしい。ヤングケアラーの子どもたちは、『この人は聞いてくれる』と安心して信頼したりする段階があって、そこから初めて相談になるんです。いきなり『相談してね』というのはハードルを飛び越えすぎています」

(一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会代表理事 持田恭子さん)

5. 「地域共生社会」の実現に向けて始まる取り組み (1) の重層的支援体制の構築

2025年に向けて始まることは

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らし、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点から、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通して日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ②世帯を取り巻く支援関係全体を調整する機能 ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の状況に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状況に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困難状態にかき消されることを防ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

2

(2) 社会福祉法改正と重層的支援体制

- 各条項の概要は以下の通り。

法第4条1項(令和2年(2020年)改正で規定)

地域福祉の推進は、地域住民同士が互いに尊重し合い、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現を目指すものとして、その理念などを明確化。

法第4条2項(平成12年(2000年)改正で規定)

地域住民を、社会福祉事業者及びボランティア等を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付け。

法第4条3項(平成29年(2017年)の改正で規定)

地域住民、社会福祉の事業者等は、本人だけでなく世帯全体に着目し、分野を限定せず地域生活課題を把握するとともに、関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化。

法第106条の3(平成29年(2017年)の改正で規定)

市町村による、包括的な支援体制の整備を努力義務として規定。

法第106条の4(令和2年(2020年)の改正で規定)

法第106条の3第1項に規定する市町村の努力義務の具体化の一手法としての重層的支援事業の創設。

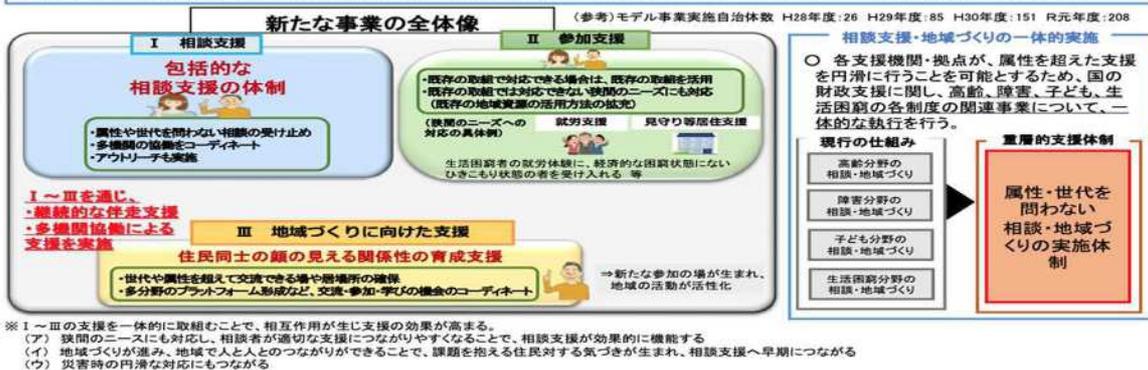
26

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼ 属性別の従来の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくり**に向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。

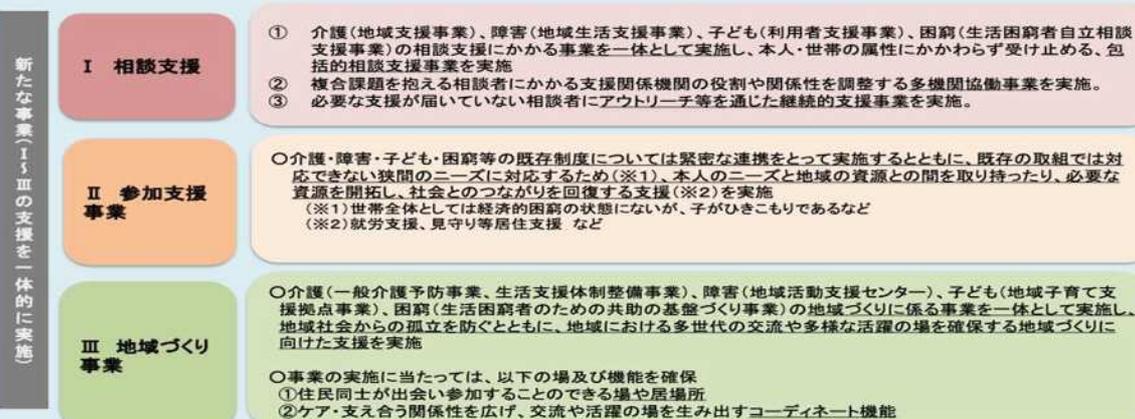


出典：厚生労働省社会・福祉局地域福祉課

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容



包括的相談支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- **属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める**
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
- **支援機関のネットワークで対応する**
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- **複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ**
また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

「断らない相談支援」 + 「断られても諦めない相談支援」

求められる高い専門性 ➡ ジェネラリスト・ソーシャルワーカー

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける**
各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。



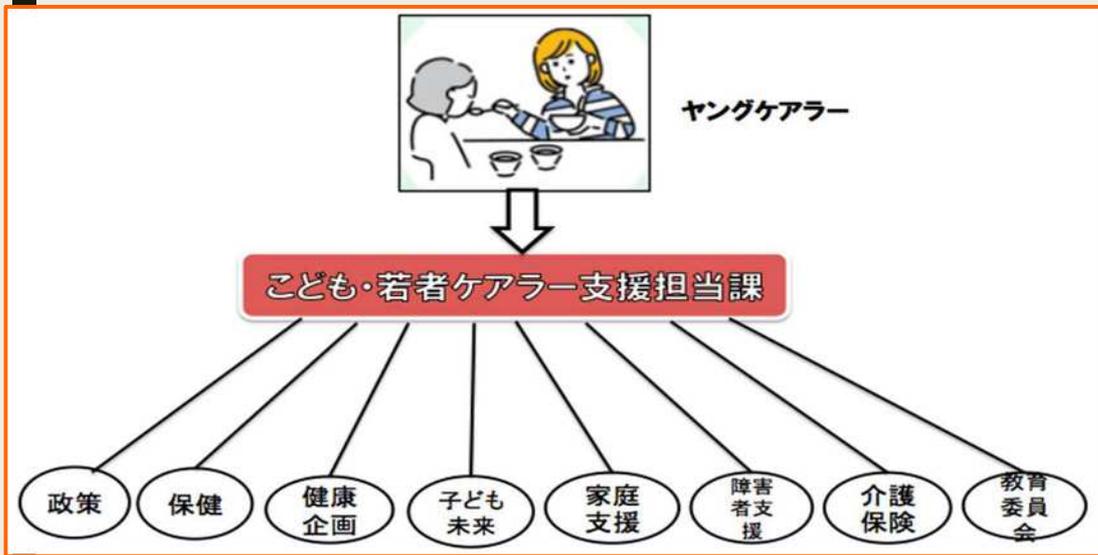
多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

- **市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する**
多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- **重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす**
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- **支援関係機関の役割分担を図る**
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

(2) 専門相談窓口(こども・若者ケアラー支援担当課)の設置 (神戸市)



① 「つながる」

- ☞ 「助けて」と言わない、言えない人へのアプローチ
- ☞ 孤立の壁突破のための知識や技術
- ☞ 信頼の構築のために必要なもの・・・技術と心（伴走の意識）

② 「つなぐ」

- ☞ 「つながり」を抱え込まない
- ☞ 「つなぎ」先の社会資源、地域、キーパーソンの確保と形成
- ☞ 「対個人」と「対社会」

③ 「もどし」と「つなぎ直し」

- ☞ 不安定な社会・・・第二の危機、第三の危機は前提
- ☞ 「つなぎ」後の俯瞰的な「緩やかな見守り」
- ☞ 地域との連携の常態化（情報交換）
- ☞ 本人や「つなぎ」先に問題が生じた時、早期に「もどす」
- ☞ 早期発見・・・予防的対応
- ☞ 本人の意向を元に「つなぎ直す」

参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

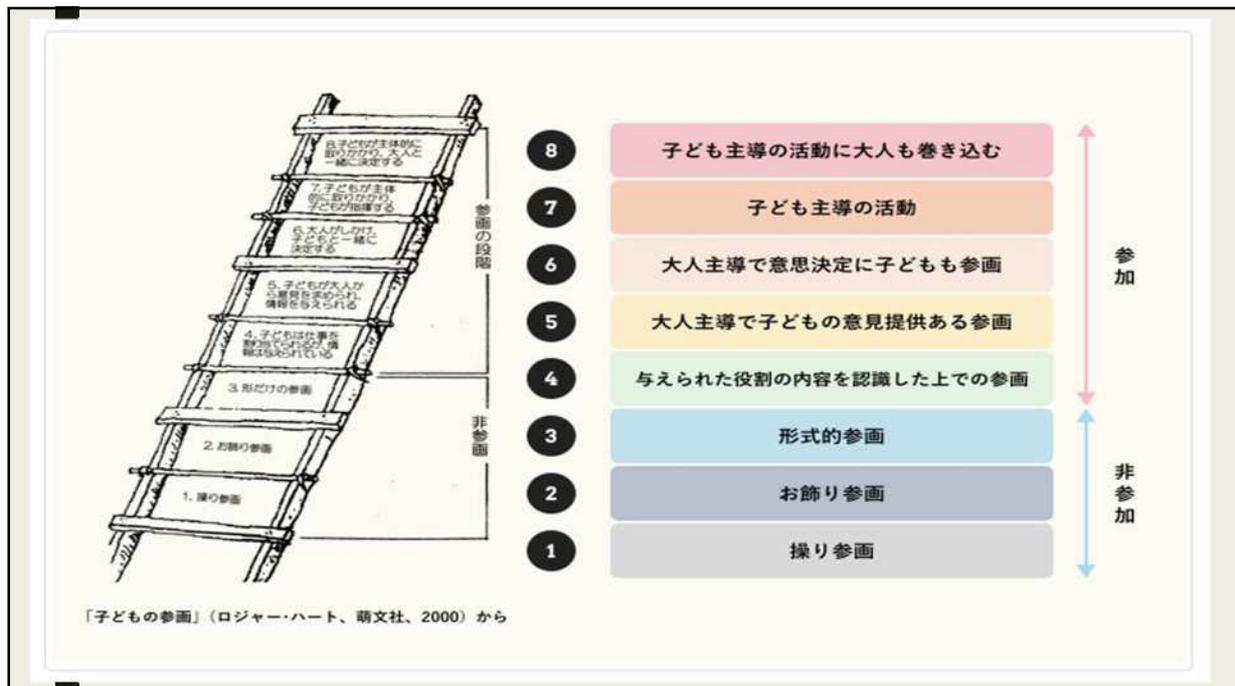
- **社会とのつながりを作るための支援を行う**
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

(取組例)

- ・生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- ・就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- ・養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、空床を活用し契約による入所を実施する

38





ロジャー・ハートの「子ども参加(参画)のはしご」

1. 操り参画・・・「欺き参画」ともいう。取材などで画面に子どもの絵が欲しいために、子どもをお菓子でつって画面に登場させ、視聴者には「子どもも参加していますよ」というメッセージを送るような場合。
2. お飾り参画・・・子どもをだましてはいないが、子ども自身は意味を分かっていない場合。デモ行進などで子どもに「原発反対」と書いたTシャツを着せているような場合。
3. 形式的参画・・・「子ども議会」などでよくあるケース。子どもに市長に質問させる。しかし、質問項目のシナリオが与えられていて、事後もそのことを取り上げないような場合。
4. 与えられた役割の内容を認識した上での参画・・・そのプログラムについて意見を言ったり決定に参加することはできないが、とにかく何のためにやっているかは子どもは分かっている。学校が行う街頭募金活動などによく見られる。また、子ども歌舞伎などの伝統行事にもよくあるケース。
5. 大人主導で子どもの意見提供ある参画・・・子どもは少なくとも意見をいうことはできる。決定権は大人が握っている場合。
6. 大人主導で意思決定に子どもも参画・・・子どもは意見を言い、最終的な決定を大人と子どもと共同で行うケース。
7. 子ども主導の活動・・・子どもが企画し、運営し、評価をする。学園祭などの出し物ではこのケースがよく見られる。子どもの普段の遊びはほとんどがこれに相当する。
8. 子ども主導の活動に大人も巻き込む・・・学園祭で子どもたちが寸劇を作り、ある場面に先生にも出してもらうようなケース。ハートの参画論は、子ども主導の活動よりも、大人を巻き込む活動を上位に置いていることに特徴がある。

地域づくり事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

- **世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する**
地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。
- **交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする**
地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。
また、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。
- **地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る**
多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合う中から新たな展開を育むために、分野を問わないプラットフォームを形成したり既存のものを活性化する。

みんなで地域を知ろう、考えよう、そして始めよう!!

三けん活動



黄旗による見守り活動 (津山市大崎・新田地区)



ほ
っ
と
け
ん

津山市大崎支部新田地区では黄旗による見守り活動をおこなっています。活動のポイントは全世帯での取り組み。対象者を独居者や高齢世帯に限定をすると悪徳商法などのターゲットにされる可能性があるからです。朝〇時に出して、夕方〇時にしまい、安否を確認し合っています。

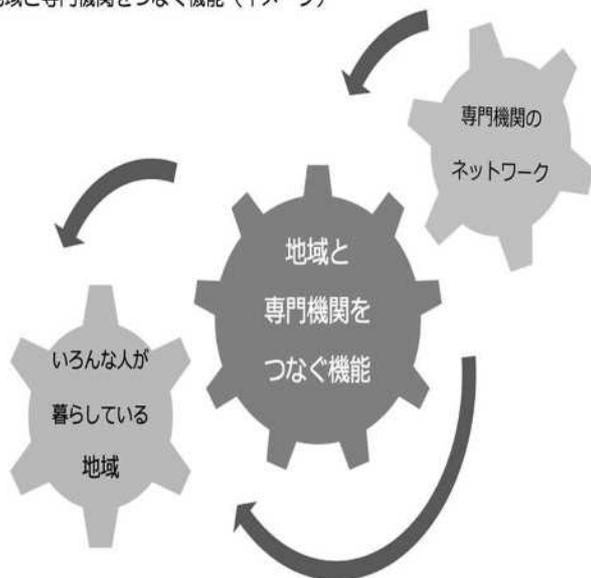


□小地域ケア会議とは・・・地域づくりのプラットフォーム

- 暮らしに身近な「福祉圏域【小学校区・旧村エリア等】」で、地域の福祉課題について地域住民と行政担当者や専門職等と一緒に問題の解決に向けて話し合い、知恵を出し合い協働して取組みその地域における「地域福祉の向上」を図っていく。さらに、援助を必要とする（またはそのおそれがある）人の自立支援に向けた各種の公的サービスと圏域内にあるインフォーマル活動を含めた効果的なサービス提供その包括的なケア体制を総合的に調整・推進していくことにある。
- 問題の解決に向けて取組み、お互い様の意識を育て合いながら、誰もが、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らして行けるための活動を推進していくことにある。
- 地域の様々な福祉課題について、地域住民と行政担当者や専門職等と一緒に話し合い、知恵を出し合う場（プラットフォーム）

地域共生社会の実現には「小地域ケア会議」は不可欠

☆地域と専門機関をつなぐ機能（イメージ）





6. 改定社会福祉法がめざすこと

(1) 真の「地域共生社会」をめざして

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存制度による解決困難な課題の解決を図り、地域共生社会の実現を目指して、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な相談支援体制の構築など、社会福祉法が改正された。

① 地域福祉の推進(第1条)

一社会福祉法に「地域福祉の推進」の明記

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という)の推進を図る・・・ことを目的とする。

②住民との連携による地域福祉の推進(第4条)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

改正社会福祉法（第4条） [平成30年4月施行]

(地域福祉の推進)

※下線部は、今回の改正・新設部分

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える

福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立 その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民等(地域住民や福祉関係者(事業者、ボランティア))が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」を把握するとともに、(3)支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉推進の理念を明確化している。

「地域住民」の位置付けの変化

◆社会福祉事業法における「地域住民」の位置付け

「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者は、(略)地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。」(社会福祉事業法第3条の2)

⇒ 社会福祉事業に対する「理解者」「協力者」(「客体」「観客」としての位置付け)

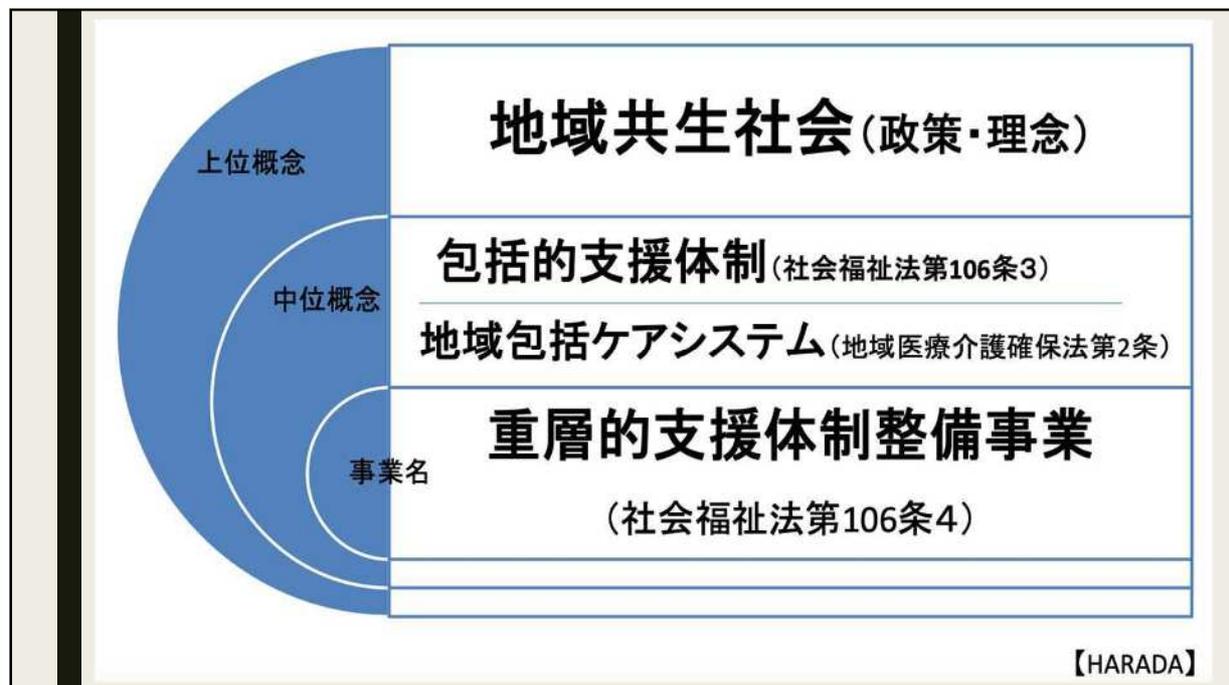
地「参」・地「笑」

ちさん ちしょう

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、**重層的支援体制整備事業**を行うことができる。

2 前項の「**重層的支援体制整備事業**」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。



7. 子どもに関する法律の制定と子ども支援

(1) 児童福祉法改正と子ども支援 (子どもは未来の希望である)

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

(2) 子ども基本法(令和5年4月1日)

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

(3) 「子どもの権利条約」が示す子どもの権利



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

(4) 求められる本人や家族の意思決定支援

- ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合、本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要です。
- 本人や家族の意思を確認することは、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐこととなります。これは本人や家族との信頼関係を構築していく上でもとても大切なことです。
- 例えば、ヤングケアラーと思われる子どもは何等かの支援を希望しているが、家族（保護者）としては家族の置かれている状況を人に言いたくないという場合があるなど、本人と家族の希望が異なることもあるかもしれません。その場合においても、家族ありきの支援ではなく、ヤングケアラーである子どもを中心とした支援はどのようなものかを検討することが大切です。

出所:厚生労働省「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」



8. おわりに

～オードリ・ヘップバーンの訴えたこと

「私たちには2本の手がある。一本は自分のために、そして1本は他人のために使う手が。

どうか、立ち上がり、その手を差し伸べて下さい。なぜなら彼らは子どもたちなのですから。」

「愛とは行動です。言葉だけではだめなのです。」

